

医療提供体制の中での 有床診療所の活用について

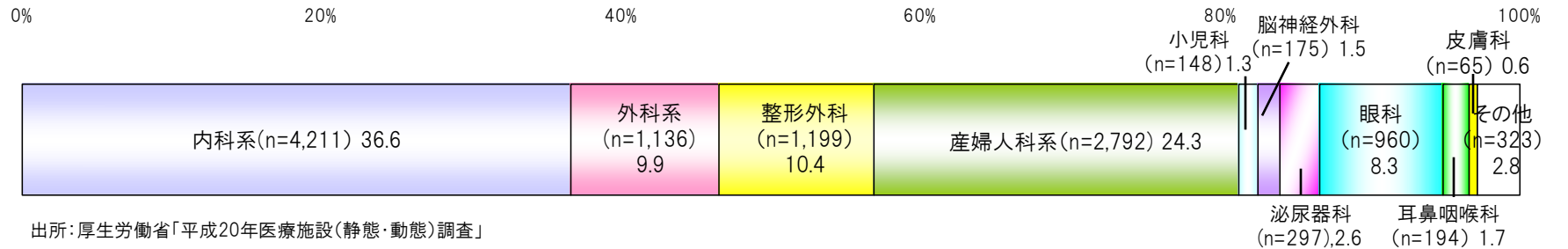
平成22年12月2日
日本医師会

有床診療所の現在までの経緯

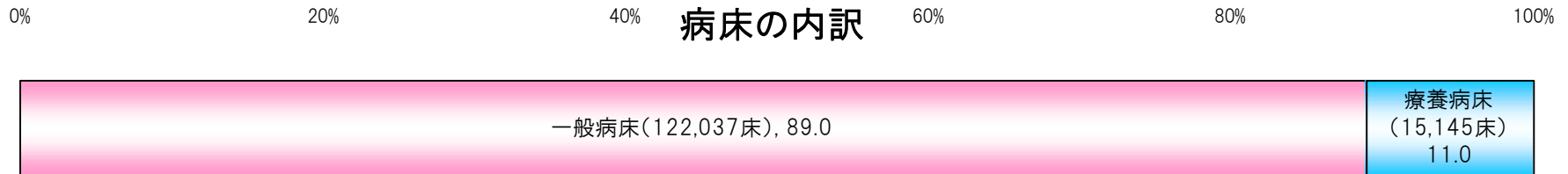
- 1948年の医療法で、20床以上を病院、19床以下を診療所と定められた。
- 第三次医療法改正で診療所における療養型病床群の設置が行なわれた。(1998年)
- 第五次医療法改正で診療所の「療養病床」以外の病床を「一般病床」に含むこととなった。13条の48時間入院規制が撤廃された。そのうえで、病床が医療計画の基準病床の対象となった。(2007年)
- 2009年に療養病床だけでなく一般病床もショートステイ(短期入所療養介護)として利用可能となった。

有床診療所の現状

診療科別 施設数内訳



病床の内訳



総施設数 ¹ (H22.8)	10,645施設
総病床数 ¹ (H22.8)	137,182床
病床規模 ² (H21.10) 1～9床	34.6%
10～19床	65.4%
在宅療養支援診療所 ³ (H20.10)	2,004施設(全体の17.4%)
診療所における年間死亡数 ⁴ (H21)	27,802人

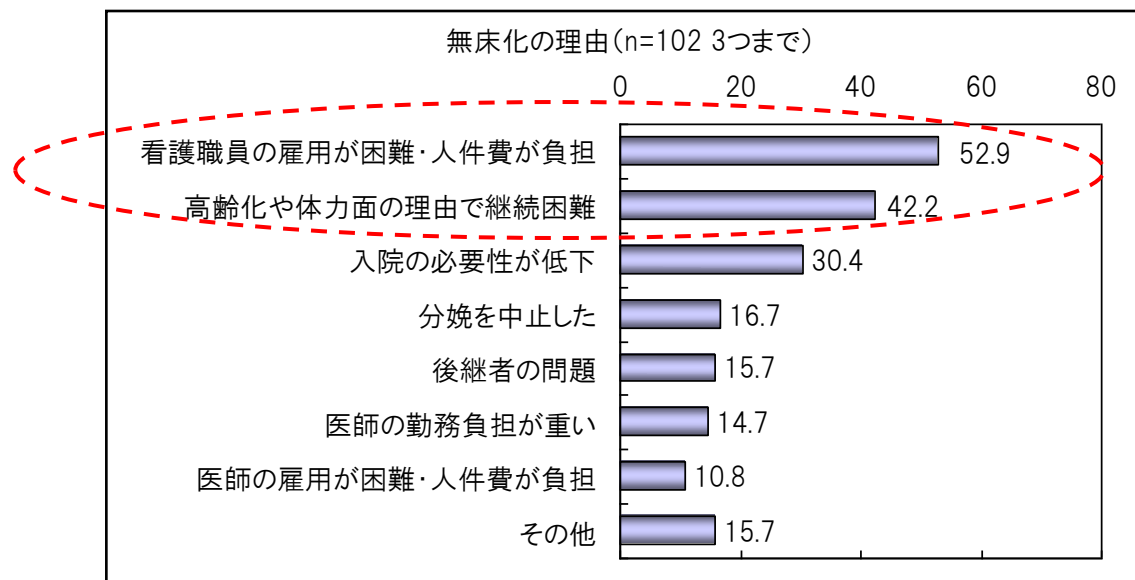
有床診療所の医師数 ⁵ (常勤)	15,050人
(非常勤)	3,386.6人
看護職員(総数) ⁶	63,181.6人
総従業員数(総数) ⁷	160,076.1人

出所: 1. 厚生労働省「医療施設動態調査(平成22年8月末概数)」 2. 厚生労働省「平成21年医療施設(動態)調査」。平成21年10月1日現在値。 3. 厚生労働省「平成20年医療施設(静態・動態)調査」。平成20年10月1日現在値。 4. 厚生労働省「平成21年人口動態統計(死亡)」。調査期間は平成21年1月1日～平成21年12月31日。 5. 「平成20年医療施設(静態・動態)調査」(平成20年10月1日現在値)。 6. 厚生労働省「平成20年度衛生行政報告例」。看護師および准看護師の常勤換算数を合計。 7. 厚生労働省「平成20年医療施設(静態・動態)調査」平成20年10月1日現在値。

有床診療所の現状

➤施設数は20年前の23,589施設から現在の10,645施設に、病床数は27.2万床から13.7万床に減少している。

➤減少の大きな原因は、看護職員の雇用問題、人件費問題である※¹。また、開設者の高齢化が進んでいるが※²、病床を継承する医師や新規開業する医師が少ない現状がある。



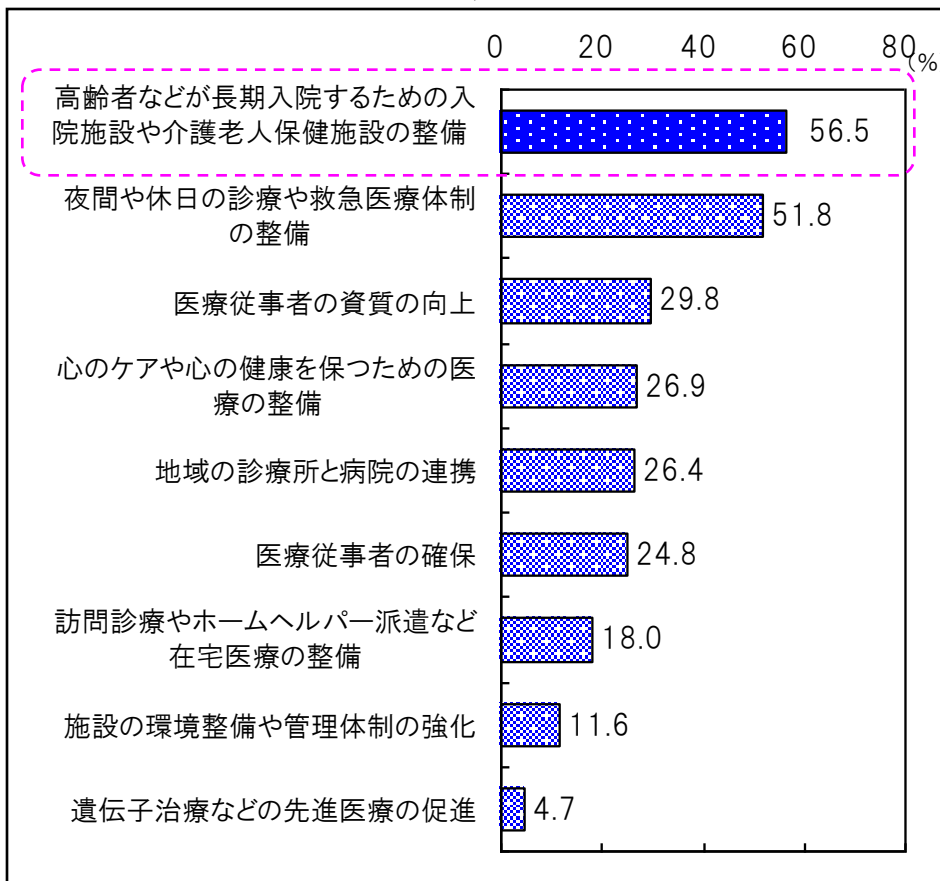
出所: 日医総研WP No.204「平成21年 有床診療所経営実態調査」

※¹ 経営悪化で継続不能となっているケースがある。例えば、看護職員7人の施設で入院期間31日以降の入院基本料は現在500点(日)。 ※² 開設者の平均年齢:62.8歳

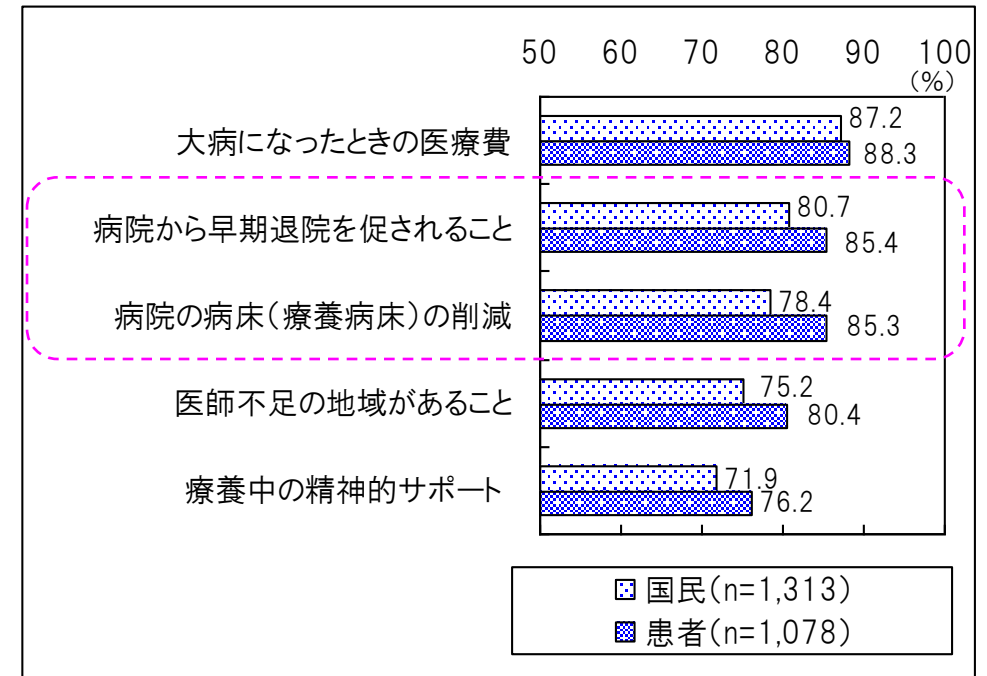
国民の病床に対する意識

➤国民が考える医療における最重点課題は「高齢者などが長期入院するための入院施設」である。病院からの早期退院、病床の削減に対する不安も高い。

国民が考える医療における重点課題(3つまで)
(n=1,313)

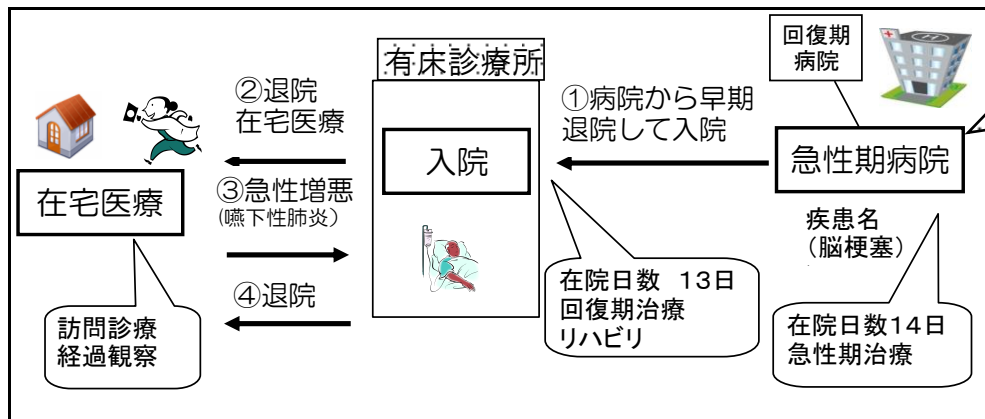


不安に感じること



入院患者の例と患者からみた有床診の病床

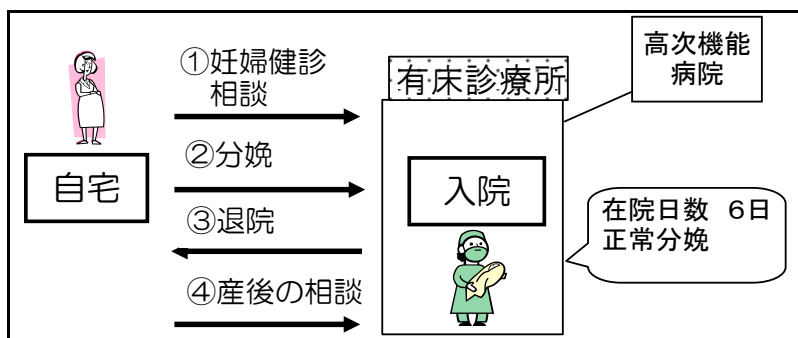
後方支援
在宅医療
終末期
—長崎市
での例—



行き先の無い患者が
地域で増加

- ▶病院からの早期退院患者の回復期治療。退院後に訪問診療を受ける。
- ▶急性増悪で緊急入院。
- ▶終末期では住み慣れた地域で患者や家族の希望に応じた、緩和ケアと看取り。

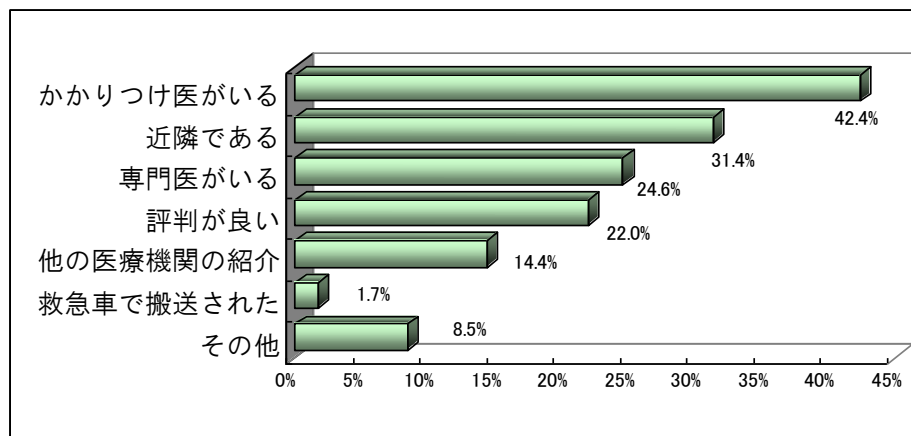
分娩
—青森市で
の例—



- ▶かかりつけ医の産婦人科医が妊婦健診から分娩、産後の管理まで行なう。
- ▶住み慣れた地域での分娩が可能。
- ▶ただし、ハイリスク分娩は高次機能の病院で。

全国の分娩の47.2%(505,534件)³は
有床診療所で行なわれている。

有床診療所
に入院した
理由⁴



- ▶かかりつけ医がいること、近隣であることが有床診療所への入院の大きな理由。外来、入院、在宅医療までの一貫した医療が可能。

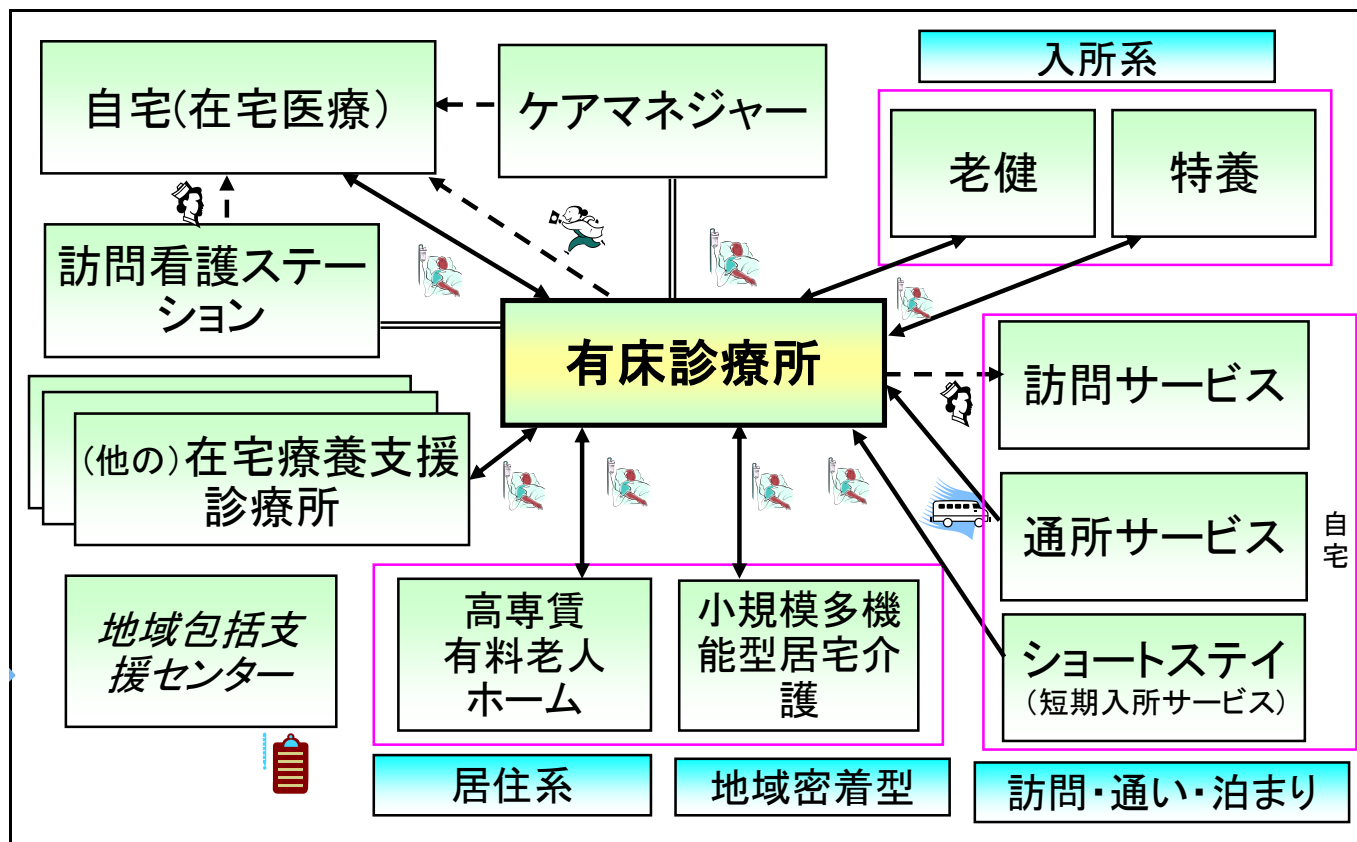
出所 1. 厚生労働省「病院報告(平成22年7月分概数)」

2. 厚生労働省「平成21年度DPC導入の影響評価に関する調査結果及び評価」

3. 厚生労働省「平成21年人口動態統計(出生)」

在宅医療・介護の地域連携の形

- ▶有床診療所は自ら在宅療養支援診療所となり、地域の在宅療養支援診療所の拠点となりうる。また、医療必要度が高い要介護者のための病床、ショートステイや緊急入院も含む介護分野でも利用可能。
- ▶医療と介護の両分野で身近な病床を利用することができる。



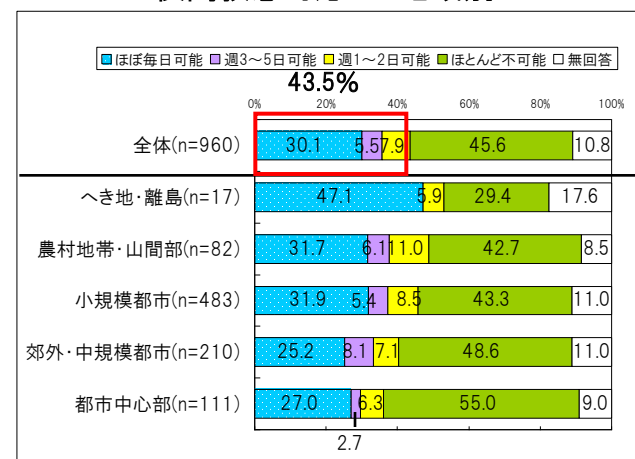
有床診療所の病床の機能

有床診療所の病床が果たしている5つの機能

1. 専門性の高い医療と緊急時の医療 専門手術や診断治療、24時間体制で夜間も緊急入院可能
2. 病院と在宅、病院と介護施設のつなぎを行なう受け皿 病院からの早期退院も含む後方支援病床
3. 在宅医療の後方支援となる病床 在宅療養支援診療所となり、地域の在宅医療の拠点となる
4. 終末期医療や介護を含むニーズの高まる分野での対応 患者の身近での終末期医療と介護支援
5. へき地・離島における唯一の入院施設

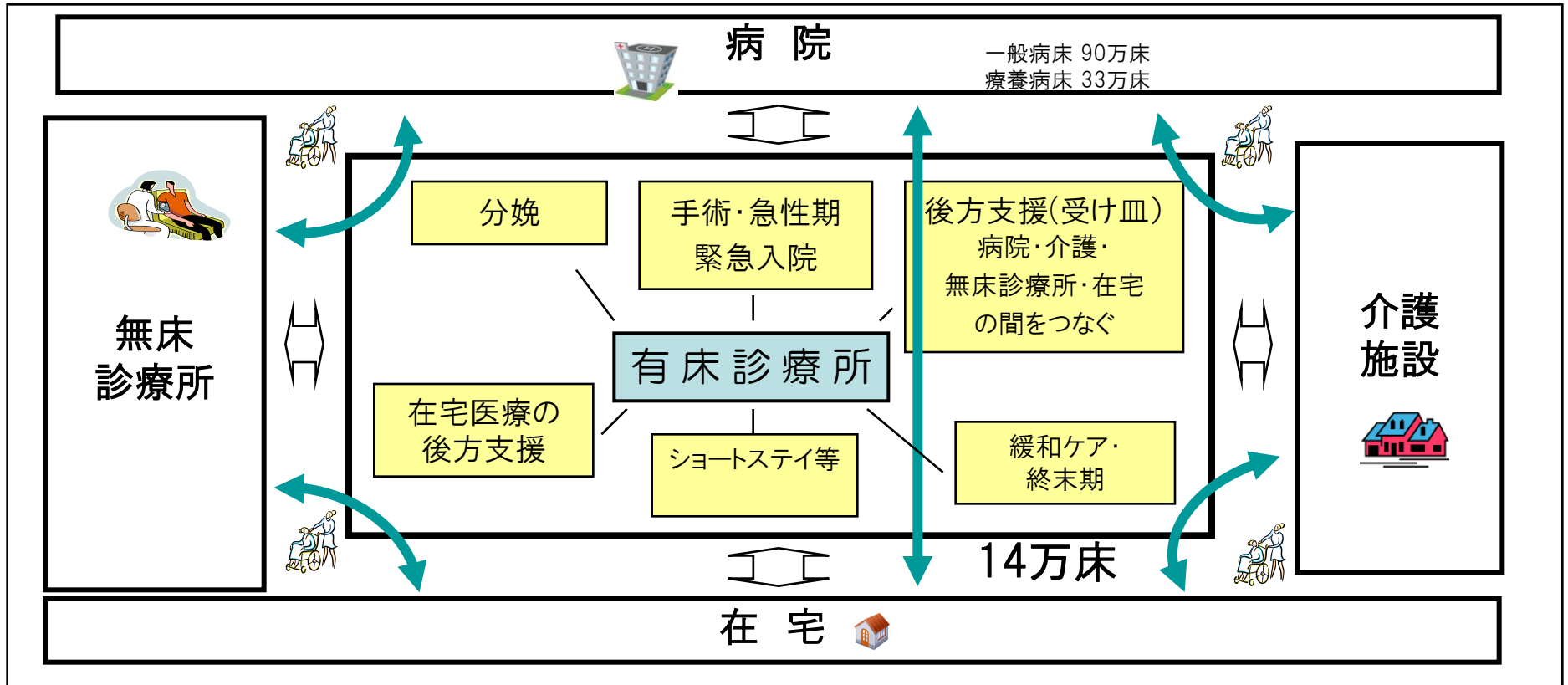
- ひとつの施設が複数の機能を有することが多い。
- かかりつけ医が患者の生活背景等まで把握できている。

夜間救急対応 一地域別



出所: 日医総研WP No.204「平成21年 有床診療所経営実態調査」

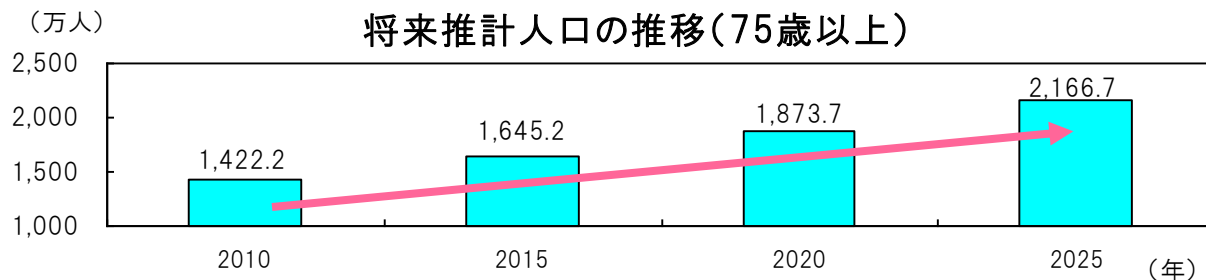
病床の利用形態



▶現在の役割を維持して今後も病床をフルに活用することで、高齢社会でのニーズに対応できる。

なお、既存調査では入院患者のうち急性期患者が全体の19.8%、内科的治療とリハビリ患者が53.3%、終末期と緩和ケア患者が5.3%。在宅医療からの入院患者は11.0%。分娩実施の産科施設は1,441施設で約9,000床が産婦人科で利用されている。

<参考>

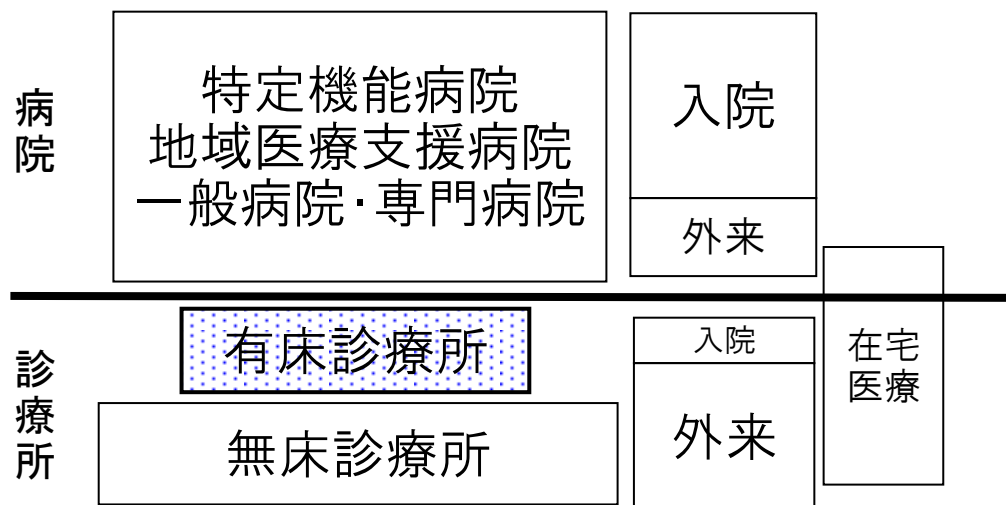


15年間で1.5倍に増加。

有床診療所の今後

▶地域では切れ目のない医療・介護の提供が必要とされている。有床診療所が対応できる幅広い患者層が存在している。

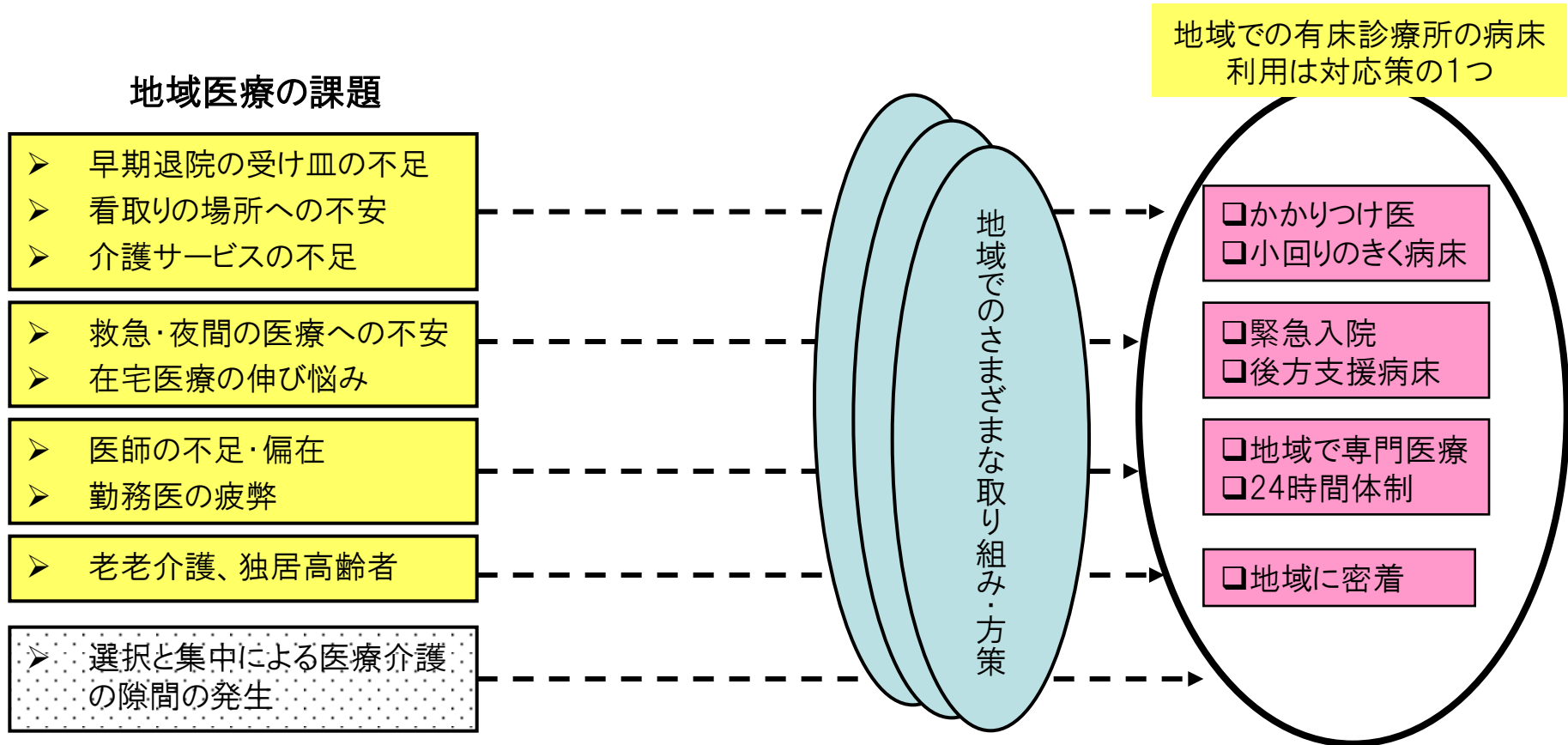
▶地域住民の身近にある病床の社会的意義は大きい。承継や新規開業する医師が増える、魅力ある施設として位置づけることが望ましい。



▶地域医療を実践する診療所が病床を持つことで、医療の幅が広がり、若い医師の意欲や技術の向上にもつながる。

▶小規模な病床を柔軟に活用できることが重要。

まとめ



➤日本固有の有床診療所の位置づけを明確にして、少なくとも現在の14万床を地域で柔軟に利用することが地域住民の安心感につながりうる。

<参考> 有床診療所の入院患者

有床診療所の入院患者の現状 -診療科別-

(調査回答入院患者数(一般病床+医療療養)=12,018)

内科 (n=4,149)	外科 (n=1,770)	整形外科 (n=2,534)	産婦人科 (n=1,304)	眼科・皮膚科・その他 (n=293)
慢性期55%、亜急性期15%、終末期6%。 75歳以上が74%を占める。在宅医療からの患者が1割を占める。	急性期17%、慢性期49%、亜急性期20%。 75歳以上が68%を占める。	手術21%、リハビリ38%。入院目的は多様。50%が75歳以上。	分娩・手術79%。 亜急性期と慢性期は合わせて17%を占める。 ※1施設平均288分娩(年間)	白内障など専門手術のための入院が99%を占める。
	脳神経外科(n=370)では、急性期32%、リハビリ患者20%			

認知症と診断されている患者の割合 23.8%

要介護者は一般病床で17.6%、医療療養病床患者のなかで37.8%